⑶　工事請負予定業者に関して次の①から⑬に掲げる条件をすべて満たしている者又は⑭の構成基準により結成された特定建設工事共同企業体（以下「工事共同企業体」という。）であり、かつ、⑮に掲げる競争参加資格の確認の手続きにより本工事に係る工事共同企業体としての競争参加資格の認定を受けている者であること。

①　機構東日本地区における平成29・30年度の一般競争参加資格について建築工事及び土木工事の認定を受けている者であること。（会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、東日本賃貸住宅本部長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再審査により再認定を受けていること。）

②　機構東日本地区における平成29・30年度の一般競争参加資格の建築工事及び土木工事における認定の際に客観的事項（共通事項）について算定した点数（客観点数）が、双方、1,200点（工事共同企業体の構成員のうち代表者以外の構成員にあっては、1,150点）以上であること。（①の再認定を受けた者にあっては、当該再認定の際に客観点数が1,200点（工事共同企業体の構成員のうち代表者以外の構成員にあっては、1,150点）以上であること。）

③　下記５⑴に定める申請書等の提出期限の日から開札の時までの期間に、機構から本工事の施工場所を含む区域を措置対象区域とする指名停止を受けていないこと。

④　工事請負契約の履行に当たって不誠実な行為があり、工事請負業者として不適当であると認められる者でないこと。なお、不誠実な行為とは、機構発注工事において、重大な瑕疵が認められるにも関わらず、瑕疵の存在自体を否定する等の行為をいう。

⑤　東日本賃貸住宅本部業務エリア内発注の工事成績について、下記５⑴に定める申請書等の提出期限日前１年以内の期間において60点未満のものがないこと。

⑥　下記３⑴に定める本工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

⑦　発注工事に対応する建設業法（昭和24年法律第100号）の許可業種につき、許可を有しての営業年数が５年以上あること。

⑧　次のイ又はロに掲げる条件を満たすこと。

イ　工事請負予定業者が単独申込みの場合は、工事請負予定業者が次の⑷及び⑹の条件を満たすこと。

⑷　施工実績　平成20年度から公告日の前日までの期間に元請として完成後引渡しを済ませた同種工事１及び同種工事２の施工実績を有すること。（工事共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が５％以上の場合のものに限る。以下同じ。）

・同種工事１　主要用途オフィス、高さ125m以上、延床面積125,000㎡以上の施設建築物の建設工事

・同種工事２　人口集中地区（平成22年度国勢調査ＤＩＤ地区）における高さ25m以上の建物、煙突、鉄塔、その他類似工作物の除却工事

⑹　設計実績　次のａ及びｂの条件を満たすこと又は⑷に定める設計業者若しくは設計共同体に実施設計を行わせる事ができること（設計共同体としての設計実績は、代表者のものに限る。以下同じ。）。

ａ　一級建築士事務所登録のある者。

ｂ　日本国内において、平成20年度から公告日の前日までに工事完了した「主要用途オフィス、高さ100m以上、延床面積50,000㎡以上の施設建築物」の設計実績のある者。

ロ　工事請負予定業者が工事共同企業体で申し込む場合は、次の⑷及び⑹に掲げる条件を満たすこと。

⑷　施工実績　次のａからｃの条件をすべて満たすこと。

ａ　工事共同企業体の代表者はイ⑷の同種工事１の施工実績を有すること。

ｂ　工事共同企業体構成員のうちの１者がイ⑷の同種工事２の施工実績を有すること。

ｃ　工事共同企業体の代表者以外の構成員については、平成20年度から公告日の前日までの期間に元請として完成後引渡しを済ませた同種工事３の施工実績を有すること。

・同種工事３　主要用途オフィス、高さ100m以上、延床面積50,000㎡以上の施設建築物の建設工事

⑹　設計実績　構成員のうちの１者又は工事共同企業体としてイ⑹を満たすこと。又はイ⑹の条件を満たす⑷に定める設計業者又は設計共同体に実施設計を行わせる事ができること。

⑨　基盤整備工事及び建設工事に次の基準を満たす監理技術者を本工事に専任で配置できること。（工事共同企業体の場合は、建設工事の監理技術者については工事共同企業体の全ての構成員が配置できること。基盤整備工事の監理技術者については構成員のうちの１者でよい。）なお、各工事の監理技術者は、次の各基準を満たせば、同一人とすることができる。

イ　基盤整備工事の監理技術者は、次の⑷から⑾に掲げる条件をすべて満たすこと。

⑷　一級建築士、１級建築施工管理技士又は１級土木施工管理技士の資格を有する者若しくはこれらと同等以上の能力を有する者として国土交通大臣が認定した者であること。

⑹　平成20年度から公告日の前日までの期間に、同種工事４について、元請として従事した経験を有する者であること。

・同種工事４　人口集中地区（平成22年度国勢調査ＤＩＤ地区）における４階以上の建物、煙突、鉄塔、その他類似工作物の除却工事

⑻　監理技術者は、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

⑾　工事請負予定業者と直接的かつ恒常的な雇用関係があること。なお、恒常的雇用関係とは下記５⑴に定める申請書等の提出日以前に３か月以上の雇用関係があることをいう。

※基盤整備工事の監理技術者は、基盤整備工事の契約時点で上記基準を満たすことを確認するものとし、下記５⑴に定める申請書等において予定配置技術者の資料提出は求めない。

ロ　建設工事の監理技術者は、次の⑷から⑾に掲げる条件をすべて満たすこと。

⑷　一級建築士又は１級建築施工管理技士の資格を有する者若しくはこれらと同等以上の能力を有する者として国土交通大臣が認定した者であること。

⑹　平成20年度から公告日の前日までの期間に、単独申込み及び工事共同企業体申込みの代表者にあっては⑧イ⑷の同種工事１について、元請として従事した経験を有する者であること。（工事共同企業体申込みの代表者以外にあっては、⑧ロ⑷ｃの同種工事３に掲げる工事について、元請として従事した経験を有する者であること。）

⑻　監理技術者は、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

⑾　工事請負予定業者と直接的かつ恒常的な雇用関係があること。なお、恒常的雇用関係とは下記５⑴に定める申請書等の提出日以前に３か月以上の雇用関係があることをいう。

⑩　次のイからハに掲げる条件をすべて満たす管理技術者を実施設計に配置できること。（実施設計を⑷に定める設計業者又は設計共同体に行わせる場合は、⑷に定める設計業者又は設計共同体に配置できること。）

イ　一級建築士の資格を有する者。

ロ　日本国内において、平成20年度から公告日の前日までに工事完了した「主要用途オフィス、高さ100m以上、延床面積50,000㎡以上の施設建築物」の設計を、元請として従事した経験を有する者であること。

ハ　工事請負予定業者と直接的かつ恒常的な雇用関係があること。なお、恒常的雇用関係とは下記５⑴に定める申請書等の提出日以前に３か月以上の雇用関係があることをいう。